

ケアリングと男女共同参画

宮内 寿子*

Caring and Gender Equality

Hisako MIYAUCHI *

Abstract

How can we consider the relationship between caring and gender equality? The first point is how we should define caring as it relates to gender equality, that is, who should give care and how caring should be evaluated in the society.

The second point is intertwined with the rationale behind the idea of gender equality. First of all, gender equality is based on the equality of human rights like justice or fairness. At the same time, the goal of the equality of human rights would not be attained without the spirit of caring. Therefore, I assume that gender equality needs mutual caring.

Conversely, caring calls for gender equality, that is to say, gender equality is an essential part of caring. I will focus on this second point in this paper. Through this process, I believe that I can give some hints to solve the problem of those who give care in reality and how caring should be evaluated in the society.

ケアリングと男女共同参画の関係はどのように考えることができるか。第1には、男女共同参画の中にケアをどのように位置づけるかということがある。すなわち、ケアの担い手とケアの評価をどのように位置づけるかという問題である。誰がケアを担い、ケアを社会の中でどのように評価するのか。

第2の論点は、男女共同参画の理念の根拠づけに関わる。まず、男女共同参画はジャスティス（正義・公平）の論理として、人権の平等性の主張を根本に持っている。だが、平等性を実現するためにケアリング¹⁾（世話・配慮）の精神を要求する側面もある。それゆえ男女共同参画とは相互ケアリングへの要求でもあるのではないだろうか。

逆に、ケアリングが男女共同参画を要求するという関係も言えるのではないだろうか。ケアリングからも男女共同参画は基礎付けられるという事である。本論考では、この第2の問題を考察する。現実のケアの担い手やケアの社会的評価の問題に対しても、第2の観点からの考察は方向性を示すことができると考えている。

キーワード：男女共同参画、ケアリング、ジャスティス、メイヤロフ、ギリガン、ノディングズ、自己への配慮、相互ケアリング

* 情報コミュニケーション学部非常勤講師、Tsukuba Gakuin University

1) ケアとケアリング（あえて訳せばケアすること）と意味はほとんど同じである。基本的に本稿ではケアリングを使うが、通常使用としてケアが定着していると考えられる場合には、ケアを使っている。

1. ケアリングの論理と倫理

1. 1. 男女共同参画とケア

1999年6月に制定、施行された男女共同参画社会基本法は、男性が標準になって形成されているタテ型社会から「性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を目差すことが、「緊要な課題となっている」と前文に謳っている。「この性別にかかわらず」は性別の否定ではない。

人間は多面的存在である。一人の人間が多面的役割を担って生きている。例えば、多国籍企業で働く日本人の場合も、通常何を基準に行動するかといえば、その企業の一員としての役割であって、自分が日本人であることをいちいち意識に上らせながら仕事をしているわけではないであろう。しかし、だからといって日本人であることをやめているわけではない。同じように、性別があること、年齢差があることがなくなりはない。各人の持つさまざまな条件（年齢・性別・国籍・民族・個々人の関心や能力など）を前提に、各人がそれぞれの可能性を発揮するために、各人の持つ条件をどのように発揮するかは各人に任せた社会システムを作ることを目差しているのである。もちろんこの多様性の中には、性別役割分業を「選択して」生きるという生き方も一つの選択肢として入っている。

この性別役割分業は「男は外、女は内」と表現されるが、その女性の役割はケア（お世話）役割であるとも言われる。確かに現代社会の中でケア労働（介護・看護）は無償かあるいは有償であっても割に合わない報酬で（男性介護福祉士の給与問題として考えると報酬の問題はより明確になる）、女性が担うことが多い。それゆえ、男女共同参画の進展が女性に異議申し立てをさせ、ケアを困難にしているように見えるという側面がある。

どういうことであろうか。これは現実には、後期高齢者（75歳ないし80歳以上の高齢者）の増加と高齢者一人当たりの潜在的ケア人数の減少、老々介護の増加などが、ケア過労死を招く状態を作り出したことと関わる。また現代の介護は、介護当事者が決まると近親の第三者が手伝わない構造を持っていると言われる。これに対し、男女共同参画を進めてきた立場は、ケアの担い手を女性に規定してきた価値観とそれに基づくシステムを共に転換する必要性を主張した。それと同時に、女性たちも「家族ケア」という形で、家族の人間関係や経済状況などを配慮されることなく、自分たちだけがケアを「担わされる」ことの「おかしさ」を発言するようになった²⁾。またグローバリズムの進展が男女を共に競争化（ネオリベリズム）の中に巻き込み、ケアの時間を奪いつつある。すなわちケアの実質的困難状況の中で、ケアをどのように位置

2) 日本の家族介護の問題を世界の高齢者福祉との関連で研究してきた山井和則は、介護に関する男性と女性の意識のずれを以前から指摘している。山井は『体験ルポ 日本の高齢者福祉』（岩波新書、1994年）の中で、調査データ等を示しながら、家族が一番よいお世話ができるというのは幻想であると述べる。そもそも平均寿命が延びたことで老人介護が大きな問題になったのであり、昭和初期には認知症や寝たきりが長期化するほど長生きはできなかった。そして家族介護には住宅問題、介護力の不足、精神的苦痛、経済的困難という4つの壁がある。男性は自分が介護者になることを想定していないし、家事時間平均数分の状況では介護の実態を理解できていないと言う（「I 家族介護の限界」）。しかし現実には母や妻の介護を引き受ける男性がおり、最近になって漸く男性介護者による介護に伴う問題が取り上げられるようになってきている。岡本祐三『高齢者医療と福祉』（岩波新書、1996年）もまた家族介護が「神話」であることを述べている。しかし一般的にはまだまだ介護は家族で、そしてできるだけ女性が、という風潮は残っていると言えよう。

づけたらよいかという問題と言えよう。

この問題をどのように解いてゆくかはケアとはどのようにあるべきかをめぐる考察とかかわる。ケアが女性にのみ要求されるものではないことが理解されることで、ケアを人生の中の重要な要素として、男女共に担うべきものと位置づけることができる。そこから社会における評価を再考する問題が適切に位置づけられるのではないだろうか。

1. 2. ケアリングの実践と意義

「ケア」という言葉は介護や看護の現場で使われると同時に、かなり一般的な場面においても使われるようになってきている。①介護、看護（医療現場ではキュアからケアへと変わっていくようになって久しい）、②世話、③配慮・関心・気遣い。ここでは取り敢えず、広井良典の定義を参考に以下のようにまとめておきたい。「自分以外の何ものか（人・事柄・事物）に向けられたもの（介護や看護、世話、配慮・関心・気遣い³⁾）であるのに、その過程を通じて、むしろ自分自身が力を与えられたり、ある充足感、統合感を与えられたりする」⁴⁾。

そもそも人間の成長に当たってケアが果たす役割は根源的なものである。心のこもったケア（世話や配慮）がなければ子どもは成長することも能力を伸ばすこともできない。人間関係を形成することを学ぶこともできないであろう。また、ある程度幸福な成人でも能力を維持したり高めたりするのが困難になる。しかし、ケアの提供は、単に人間が自分の人生を構成し実践するための基礎能力開発を推進するための必須条件であるばかりではない。「ケアは成果でもあり、目には見えな

いが基本的な能力であり、人間の幸福の一要素である」⁵⁾。

ほとんどの成人は、たとえ経済的な意味では自立していても、精神的にはケアを必要としている。社会的支援と社会関係が平均寿命によい効果を与えていることは、このことを証明している。実際、既婚者は未婚者に比べて死亡するリスクが低い。

このことは次のように言えるかもしれない。すなわち、「私」がまずあって「ケア」があるのではない。人間は「ケア」の関係の中で一人の「個」となる。「私」が私であること自体、社会性あるいは他者との関係性の中で生まれる。「私」が「私」であることをケアが支える、と。

私たちが他人と関わって生きている限りにおいてのみ、私たちは自分自身が他人から独立した存在であることを知ること、また他人と自分とを区別する限りにおいてのみ、私たちは真の人間関係を経験することができる⁶⁾。

1. 3. ケアされる人を自律させるケア

ミルトン・メイヤロフは『ケアの本質』⁷⁾という著書の中でケアの働きとは「他者が成長するのをたすけること」と定義する。そして、ケアとは、子どもが成長し、自己実現するのを助けている「父親の活動のようなもの」とも述べる。それは、比較的長い過程を経て発展してゆくような他者とのかかわり方であり、ケアする人は、相手にとって適したときに適した方法で成長できるようにするのである。相手に信頼を置くことによって、ケアは他者の自由を認める。他者を他者として

3) 筆者補足。

4) 広井良典『ケアを問いなおす——〈深層の時間〉と高齢社会』ちくま新書、1997年、14頁。

5) 国連開発計画『人間開発報告書1999 グローバリゼーションと人間開発』国際協力出版会、1999年、101頁。

6) キャロル・ギリガン『もうひとつの声』川島書店、1986年、109頁。

7) ミルトン・メイヤロフ『ケアの本質』ゆみる出版、2003年。

え、その人の存在の権利において成長してゆくことが許されるべきであると主張される。強いパターンリズムに代表されるような過保護・過干渉は、自らの神経症的な欲求に反応しているだけであり、あまりにケアしすぎることや、ある状況を完全に自分でコントロールしようとすることは、ケアすることそのものを阻止してしまう。現時点におけるケアされる人の経験と能力に応じて、彼らが自ら種々の決断を下せると信頼しなければケアは不可能である。自らが成長してゆくのだと信じている人だけが、他の人の成長についても信頼できるとも言われる。

1. 4. ケアリングの専心没頭・動機づけの 転移・ケアされる人の中での完結

ネル・ノディングズはケアリング（ケアすること）の動機を「ケアされるひとの福祉や、保護や、高揚に向けて方向づけられる」⁸⁾と言う。それゆえケアリングは、「定まった規則によってではなく、愛情と敬意によって行為すること」であり、状況によって「変化していくもの」である⁹⁾。ケアリングが制度化されてゆくときの危険性は、この本質的に非合理的、主観的なものが、合理的、客観的なものへ移行することである。客観的な思考が全面的に否定されるのではない。客観的なものはケアリングにおいては手段的であるべきだということである。

わたしたちは、ケアされるひとのためになにをしたらよいか、正確に決定しようとするとき、ごく当然のこととして、合理的・客観的な様式を取り入れる。…

(中略) …

すると、ケアリングの最大の危険性のひとつは、合理的・客観的な様式への早まった切り替えであろう¹⁰⁾。

ノディングズは普遍性や客観性を標準とする従来の道徳領域では、女性は男性に劣っているように感じられるはめになるばかりか、道徳教育そのものが活力を失った、一方通行の指導によって損なわれるかもしれないと言う¹¹⁾。ノディングズは自然なケアリングを基盤にしたケアリングの倫理学の構築を目差している。ノディングズは思考の論理に対して、感情の論理を明らかにしようとしていると捉えられる。

女性は、感じ、耐え忍び、しっかりと受け止めてきた。しかし、女性は——結果として——抽象的な推論を欠いていることで非難されてきた。気まぐれな行動や情動的な反応をするといつて責められてきたのである¹²⁾。

ノディングズはロバート・フロストの『子どもの墓』やパール・バック『闘う天使』を引用しながら、男性が、感情の水準で妻や子どもたちと接していないことを指摘する。ここからノディングズが提案するのは、強力で首尾一貫した倫理が、違った種類の道徳的世界が、女性にとって馴染み深い自然なケアリングに基づいて構築されるということである¹³⁾。これはキャロル・ギリガンが心理学的研究の中から、ケアの倫理を浮かび上がらせた方向性の展開と言えよう。

ノディングズはケアリングを構成するケアする人の特徴として、専心没頭と受容性、そ

8) ネル・ノディングズ『ケアリング 倫理と道徳の教育—女性の観点から』晃洋書房、1997年、37頁。

9) 同上書、38頁。

10) 同上書、41頁。

11) 同上書、45頁。

12) 同上書、70頁。

13) 同上書、72頁。

の結果生じる動機づけの活力の転移をあげる。さらにその範囲は同心円をなし、ケアリングの中心にいる自分から発して、親密なものから希薄なものへと他の人を位置づけている。これは道徳の普遍原理の考え方が、自己と他者との関係性を捉える捉え方の抽象性——同じ状況にいる他者に対しては同じように振舞うべき——に対峙している。

またケアされる人はケアする人に依存しているが、ケアする人もまたケアされる人に依存しているのである。なぜなら、あまりに過大なケア要求は、ケアする人のケアを挫折させその理想を砕いてしまう。ケアする人は負担の大きさにもはやケアすることを止めてしまう。「ケアリングの自然な同心円を超え出ると、わたしたちは、重荷を負っていると感じ始めるかもしれない」¹⁴⁾。ケアする人とケアされる人とは助け合いながら、依存し合っているのである。ケアリングでは、ケアする人のケアがケアされる人からの応答によって完結する。つまりケアリングは他人のうちで完結するのである。ここにも自己完結的義務倫理の考え方との差異が見られる¹⁵⁾。

さらにケアリングの同心円内部でもジレンマは生じる。誰の要求を優先するかというように。しかしこれに対し、この問題をケアする人のために解決してくれるような確率計算は存在しないのである。ここには厳密に「合

理的意意思決定」ではない、状況に一回的なケアする人の決断がある。しかしケアリングの立場は、状況倫理でもない。状況倫理は、そのときその場に徹することによる既成の「善悪」の乗り越えを主張する。より高次の「善悪」を現出させることが目指されるのである。しかしケアリングの立場は、規則への用心と言えるかも知れない。もちろんケアする人は気まぐれではない。そうではなく、ケアする人にとって原理は行動の方針であり、深刻な問題が実際に起きたときには、こうした原理が役に立たないことを分かっている¹⁶⁾。彼女あるいは彼は、原理が通用する可能性のないところで原理を貫こうとはしないのである¹⁷⁾。

ではこのようなケアリングの倫理の基盤にある自然なケアリングはどのような危険性を持つのだろうか。これに関しては、ギリガンの示唆を参考にしたい。

2. ケアリングのはらむ問題

2. 1. ギリガンの示唆

キャロル・ギリガンはE・H・エリクソンに学んだ後、ローレンス・コールバーグの指導のもとに、青年期のアイデンティティ形成及び実生活上の道徳的葛藤を扱う研究をしていた。その中で、普遍的な道徳性の発達段階

14) 同上書、82頁。

15) 同上書、136頁。

16) 同上書、88-89頁。

17) これは実存哲学における決断のテーマでもある。舟木亨が『メルロ＝ポンティ入門』（ちくま新書、2000年）の中で「最大限」の思考と語っているものでもある。「理論とは、一般にひとがなす行動の理論であれ、なすべきとされる行動の理論であれ、状況を大雑把に整理して、そこで可能な判断を、人間がどうでなければならぬかの宗教的前提をふまえて一般化したものにすぎない。ひとが切羽詰った状況の瞬間に立会うときには、そうした理論は脇において……だれしも自分に可能な最大限の思考をするに違いない。……そのようなときには、自分の判断が正しいかどうかということよりも、むしろ、自分がどのような人間なのか賭けられてしまう。思考は私の行動であり、わたしの自由な意識によってではなく、わたしの存在によって生じるのだからである」（81頁）。「状況の適切な瞬間にその状況に身を投げ入れること、——これが、ひとが決断と呼んでいることなのだが——それしかない」（83頁）。

を唱えたコールバーグに対し、二つの点から批判を展開した。第一は文脈的相対主義の問題であり、第二は女性の道徳性の発達の問題である。文脈的相対主義の問題とは、コールバーグが文脈相対主義者たちを4と1/2段階と評価した問題である¹⁸⁾。ギリガンは、文脈的相対主義を一般の原理と複雑であまいな現実の状況との葛藤から生じるあり方であって、成熟した成人期の道徳的判断はそのようなものだとしている。

その後ギリガンの関心は、むしろ女性の道徳性発達に向けられてゆく。女性の内的な声を追いつけた研究は『もうひとつの声』として1982年に出版され、大きな反響を引き起こした。ギリガンはコールバーグの理論が男性を中心に構成されたものと批判した。コールバーグ自身、最初の理論構想の目的は、道徳性の発達を引き起こす要因として仲間集団への参加と、父親との同一視に関する仮説を検証することであったと言っている。ギリガンは、コールバーグが理論化しなかった「もう一つの」発達の道筋を提示しようとした。ギリガンは女性を被験者に、道徳的ジレンマ（コールバーグのモラル・ジレンマや実生活上のジレンマ）や「自己」の捉え方に関する面接を行った。そして、彼女は二つの声それぞれに「正義の倫理」、「世話の倫理」という名前をつけて、両者の比較をした。

ギリガンは『もうひとつの声』の中で、ハインツのジレンマをめぐる11歳のジェイクとエイミーの回答を比較検討している。ハインツのジレンマとは次のようなものである。

ハインツの葛藤場面 ヨーロッパで、一人の女性が非常に重い病気、それも特殊なガンにかかり、今にも死にそうでした。彼女の命が助かるかもしれないと医者が考えている薬が一つだけありました。それは、同じ町の薬屋が最近発見したある種の放射性物質でした。その薬は作るのに大変なお金がかかりました。しかし薬屋は製造に要した費用の十倍の値段をつけていました。病人の夫のハインツはお金を借りるためにあらゆる知人をたずねて回りましたが、全部で半額しか集めることができませんでした。ハインツは薬屋に、自分の妻が死にそうだとわけを話し、値段を安くしてくれるか、それとも、支払いを延期してほしいと頼みました。しかし薬屋は「だめだね。この薬は私が発見したんだ。私はこれで金儲けをするんだ」と言うのでした。そのためハインツは絶望し、妻のために薬を盗もうとその薬屋に押し入りました。

ハインツはそうすべきであったか。またその理由は。

このジレンマ問題に対し、ジェイクは、ハインツは盗むべきだというはっきりした回答を最初から持っていた。なぜなら、彼はハインツのジレンマを財産と生命という価値観の葛藤問題として理解し、生命に論理的優先権を与えたのである。論理に魅了されているジェイクは、道徳的ジレンマは人間についての数学問題に類するものと考えている。

しかしエイミーは、ジレンマの中に数学の問題ではなく、人間に関する、時間を越えて

18) ローレンス・コールバーグは成熟した道徳的思考や行為に関して、文化や歴史の違いを超えて普遍的な型を規定することが可能であると考えた。彼は仮想の道徳上の葛藤場面に対する反応を分析することで、三水準六段階の発達段階を抽出した。そしてその型は合理性や最適性の哲学的基準に最大限の一致を示しているという。コールバーグの道徳論については、以下の拙稿にまとめた。「第八章現行の心の教育の課題——心の発達段階とその対応（4）コールバーグの道徳性の発達段階論」（『日本人の心の教育』官公庁資料編纂会、2007年3月刊行予定）。

広がる人間関係の物語を見ている。エイミーの回答は一見混乱して見える。なぜなら彼女によると、ハインツは盗むべきではないが、妻も死ぬべきではないので。しかし、なぜ盗むべきではないのかという問いに対しては、次のように述べるのである。

（なぜ盗んではいけないと思いますか）
だって、もしハインツがその薬を盗んだら、確かにその時だけは奥さんを助けることができるわよ。でも、もしそうしたらハインツは監獄に行かなければならないかもしれないし、そうしたら奥さんは前よりも病気が重くなってしまったりも出来ないわ。そうなったら、ハインツは、薬よりも大事なものをなくしてしまうことになるじゃないの。こんなことはちっともよくないわ。だからハインツたちは人に事情を話して、薬を買うお金をつくるなにか別の方法を見つけるべきだと思うわ。

「正義の倫理」は道德問題を諸権利の競合から生じるものと見、形式的・抽象的な思考で諸権利に優先順位をつけることでこの問題に解決を与えようとする。ジェイクのもつ「自己」の概念は、分離されたものであり、分離された自分自身から始めて、やがて「ほかの人たちと一緒に生きていかなければならない」ということを認識して、妨害を制限し、損害を最小にする規則を見つけようとする。この立場での責任は、行動を制限することや攻撃を抑制することに関わる。すなわち、ジェイクにとって責任とは「他人のことを考慮して自分のしたいことをしないこと」である。なぜなら、彼によると攻撃性の表出によって人は傷つくからである。しかしエイミーにとっては「自分のしたいこととは無関係に、他人が彼女にしてもらいたいと願っていることをすること」が責任の意味することである。なぜなら、自分の要求が答えてもらえないとき人は傷つくと、彼女が考えている

からである。エイミーは、他人との結びつきを前提にして分離の変数を求め始める。

ギリガンは道德を「権利」と「責任」というキーワードで考える。そして女性の道德的命令は、世の中の苦悩を緩和するという責任に関わった命令であると言う。これに対し男性の道德命令は、他人の権利を尊重し、そうすることで生命と自己達成の権利を干渉から守る命令だと言う。

しかしギリガンは、二つの声の違いを単純に男性と女性の違いに還元できるとは考えていない。二つの声は人生における主要な二つのテーマなのだと考えている。ここでギリガンにおいて問題となっていたことは、次のようなことである。女性たちが自分の声と他人の声を聞き分けながら、他人に対して責任を負いつつ、自分自身に対しての責任を負うことが果たして可能であるかどうか、ということである。そして、女性たちは、人を傷つけることと思いやることの均衡をとることが果たして可能であるかどうか問い始める。自己中心性と自己への責任とは区別される必要がある。すなわち、他人に責任を負いつつ、同時に自分に責任を負うことが可能かどうかという問題が立てられる。つまり、ケアに携わりつつ、「自分の精神を他者に預けてしまう惨状に陥らない生き方は可能か」どうかということである。そこで、ミシェル・フーコーの「自己への配慮」という視点を捉えておきたい。

2. 2. 自己への配慮

ミシェル・フーコーは『性の歴史Ⅲ 自己への配慮』の中で、ギリシア・ローマの快樂への対処法としての「自己への配慮」を述べている。このテーマはソクラテスの「汝自身を知れ」¹⁹⁾という言葉でよく知られるように、古代ギリシアではよく知られていたものでもある。ソクラテスは、正確には魂への配慮を説いた。「自己への気づかいの哲学」と

言われるゆえんである。ソクラテスは、自然哲学者アナクサゴラスが理性（ヌース）を万物の運動原因としながらこれを人間の行為の原因とせずに、むしろ筋肉や腱を行為の原因としたことに不満を抱いた。なぜなら、筋肉や腱は行為の条件ではあっても、行為を決断するのは私たちのそれぞれの「自己」あるいは「靈魂」である。

ギリガンも心理学の生物学や社会学への還元を批判する²⁰⁾。すなわちジェンダーは生物学的に決まっているか社会的に構築されているかの問いは非常に混乱していると言う。人間が遺伝的に決定されているのか社会的構成体なのかという問いには、各人の声（voice）が存在しない。つまり抵抗への、創造への、変化への——それらの源泉は心理学的なもの——可能性は存在しないと言う。ギリガンの指摘は、現代の生物学主義と文化主義の対立に対して、「自己性」の視点の欠如を指摘しているが、それを彼女は「声」と表現する。この「声」はまたソクラテスの内なる声（彼をこの声をダイモンの声と表現した）を連想させる。この声を良心と解釈するのが現代の傾向であるが、ギリガンの「声」はもっと原初的な心の力動性を表現している

と考えられる。

古代ギリシア・ローマの自己への配慮は、性的快樂のコントロールと関わっている。この時代に性的行為や欲求そのものが否定されはしなかった。これがキリスト教の時代には性的行為は子孫を得るためだけのものとされ、ビクトリア時代には性的欲求自体が忌避されてゆく。ギリシア・ローマにおいては、性行為に関する外的引き締めを図ったのではない。つまり、新たな禁忌という形で性的快樂をコントロールしようとしたわけではない。それは自分自身に向けるべき注意の強化という形を取る。自己を自己の行為の主体として構成する際の手がかりとしての、自己への関係の強化という形式をとる。そのため自己の陶冶としての厳格な養生法が考え出され、実践される²¹⁾。

ギリガンは女性が自己をありのままに認識する過程を通して、過度の自己批判的自滅性を免れてゆくことを述べる。これは自己を行為の主体として構成する際の、心理的な側面における自己への関係の強化と言えよう。そのことでまず現状を認識すること、人間が常に成長の過程に生きていることを認識することが求められるようになる。自分の状況——

19) 「汝自身を知れ (gnothi sauton)」は知恵の神アポロン神殿に掲げられていた格言。ソクラテスの実践はこの格言の真意の探求とも言える。彼は問答法によって「徳とは何か」を迫及した。これは当時のアテナイの政治的混乱と爛熟期を超えたアテナイ市民の退落状況への警告でもあった。市民に自己覚醒を迫るソクラテスのこの試みは、本人によって「靈魂の気づかい (epimeleia tespsyches)」、「知恵の愛求 (philosophia)」と自称された。哲学 (philosophia) とはそれゆえ、「自己」と「自己のもの」を区別し、真の自己、靈魂のよさ = 徳を探求することである。そしてそれは「靈魂をよくあるようにと気づかう」意識改造の実践の形で開始された。真の自己や靈魂、よさ (徳) はいまだ知られてはおらず、各人がその「気づかい」の哲学によって各自の内に自覚すべきもの、あるいは生み出されるべきものであった。ソクラテスは自然哲学者のアナクサゴラスがヌース (理性) を万物の運動原因としながら、これを個々人の行為の原因としては用いなかったことに失望する。すなわちアナクサゴラスが行為の原因を筋肉や腱などに帰しているのは、真の原因を見損なわせていると批判する。筋肉や腱は行為の不可欠の条件ではあるが、真の原因は行為するか否かの善悪を判断するわれわれの「自己」または「靈魂」である (『世界大百科事典』平凡社、1981年、「ソクラテス」)。

20) Carol Gilligan, *IN A DIFFERENT VOICE*, Harvard University Press, 1982, "Letter to Readers, 1993" p. xix.

21) ミシェル・フーコー『性の歴史Ⅲ 自己への配慮』新潮社、1987年、「第2章 自己の陶冶」。

決して理想を実現しているわけではない状況、人がしていることをそのままにまずは受け入れること——に敏感になることが要求される。

女性は、権利と責任を、人間関係の心理的な論理を理解したうえで統合させていきます。こうした理解は、すべての人びとが思いやりを示されることを求めていると主張することによって、自己批判的な道徳に潜在している自滅性を和らげていくのです。これに対して男性は、思いやりを示すことにもっと積極的な責任を求めることを経験することを通して得られた、その認識から不干渉の道徳という潜在的無関心を正し、自分の注意を論理から選択の結果に向けてゆくのです…(…22)。

ケアは女性の特質と考えられがちである。しかし、ウォーカーやレストの研究では道徳的発達における性差は認められないということが言われる。ウォーカーはギリガンの方法とコールバーグの方法をあわせて実施し、両者の関係や性差について広範な年齢層で検討した。その結果道徳的な問題の捉え方にはギリガンのいう二つの志向があること、しかしそれらは必ずしも性差とは関わらないことが言われている。すなわち性差にかかわらず、個人的な領域では<配慮の道徳>、欲求の均衡を図ることが問題になる領域では<正義の道徳>が使われやすいと言う²³⁾。

この世話の倫理の観点からすると、人間関係は異なった様相を見せるようになる。人間関係を階層の枠組みで見ると不平等な順序であったものが、ネットワークのイメージに置き換えると結びつきが変わってくる。

思考の中に二つのイメージがたびたび現

れてくることについて考えてみますと、人間生活のサイクルのなかにこれらの両方のイメージが深く埋め込まれているという事実がわかってくるのです。人は不平等や相互の結びつきの経験を通して——この経験は親子関係では当たり前のこととなっていますが——正義と思いやりの倫理、人間関係の理想という問題を考えるようになるのです。それは、自分も他人も同等の価値をもつものとしてとりあつかわれ、力にちがいがあってもあらゆることが公正にはこぼれなければならないという見方であります。そしてまた、だれもが、他人から応えてもらえ、仲間としてみなされて、だれひとりとり残されたり傷つけられたりしてはならない——という見方でもあるのです。……わたしたちが他人とかかわって生きていくかぎりにおいてのみ、わたしたちは自分自身が他人から独立した存在であることを知るといふこと、また他人と自分とを区別するかぎりにおいてのみ、わたしたちは真の人間関係を経験することができるということなのです²⁴⁾。

3. ジャスティス、ケアリングと男女共同参画

3. 1. ジャスティスとケアリングの人間関係

さて、ケアリングとジャスティスの違いを理解するのに、人間関係の捉え方の違いがある。ケアリングの精神は階層的人間関係ではなく、ネットワーク型の平等な人間関係を前提とする。ケアリングの根底にあるものは具体的状況での「愛」と言えよう。かつてアリステレスは「友愛があれば正義を必要とし

22) キャロル・ギリガン、前掲書、176-177頁。

23) 日本道徳性心理学研究会編『道徳性心理学』北大路書房、1992年、152-153頁。

24) キャロル・ギリガン、前掲書、109頁。

ない」²⁵⁾というようなことを述べている。男女共同参画に関しても、相互ケアリングの精神があれば正義はいらないとも言えるかもしれない。しかし現実には正義という基準は必要であり、より広範囲の関係（社会関係などのレベル）では公正さという観点から男女共同参画を考える必要がある。しかしもっと身近な人間関係においては、ケアリングの観点から男女共同参画を考える必要があるであろう。家族や友人関係などにおける男女のあり方を捉えなおす時、ケアリングの立場に立てば、従来の役割分担観が相互理解を困難にしている側面も見えてくるだろう。男女共同参画がケアリングを困難にするのではない。むしろ、男女共同参画社会にならないと、真の意味でのケアリングは実践困難なのではないかと思われる。

かつてJ・S・ミルは、帰属的タテ型の人間関係の弊害について『女性の解放』の中で、述べている。それは、上位に位置づけられた側もその人間性の発展において困難を持つということである。

人間というものは、幼いときから勞せずしてえた榮譽をもっていると、成長するにつれてかならずそれを自慢したくなるものである。自分の功績によってえたのではなく、したがってその功績に不相応とみずから感じるような特権をもつ者が、それによってますます謙遜の念を深

めることは、いつの世にも非常に少い、ほんの少数の立派な人だけである。その他の人人は、これによって、ただ自負の念を高めるだけである。しかもそれは、自分で努力してえたのではない、偶然にころがりこんだ利益を自慢するという、もっとも悪性の自負である。とりわけ女性全体にたいしてもっている優越感が、そのうちの一人に対する個人的な威信と結びついた場合、その性格の特徴として良心と愛情とをもっている人々にとっては、こういう状態は良心と愛情にみちた寛容の学校となるであろうが、そうでない人々にとっては、それは、尊大と傲慢とを仕込むために常時組織されている学園ないし練成所となるであろう。そういう悪徳は、同輩の男性との交際においてかならず反抗にあって抑制されるならば、…（中略）…他所ではやむを得ず抑制される代償として、不幸な妻にたいして腹いせをすることになるのである²⁶⁾。

男性にとっても男女共同参画（ジェンダー平等）は、人間としてのあり様を考える時、当然、出て来る視点である。

3. 2. ジャスティスと男女共同参画

ところで倫理には黄金律といわれるものがある。これらはすべて「他人への思いやり」²⁷⁾と表現されよう。これは個人倫理とし

25) アリストテレス『二コマコス倫理学』1155a「事実、もしひとびとがお互いに親愛的でさえあれば何ら正義なるものを要しないのであるか、逆に、しかし、彼らが正しきひとびとであるとしても、そこにやはり、なお愛というものを必要とする。まことに、『正』の最高のもは『愛という性質を持った』それ（フィリコン）にほかならないと考えられる」。

26) J・S・ミル『女性の解放』岩波文庫、1957年、161-162頁。

27) 日本でよく知られているのは孔子の「己の欲せざる所は、人に施すこと勿かれ」（『論語』衛霊公編）と、『新約聖書』のキリスト山上の垂訓中の一説「すべての人にせられんと思うことは人にもまたそのごとくせよ」である。しかし同じような言葉は古今東西に数多ある。「隣人にされていやだと思ったことはすべて、自分ではするな」（ギリシア七賢人の一人、レスボス島のピッタコス、B.C.7、6世紀）。「自分にとって苦痛であった行いで、他人に苦痛を与えてはいけない」（仏教、B.C.5世紀）など他にも多数ある。

28) 加藤尚武『現代倫理学入門』講談社学術文庫、1997年、131頁。

では「自分を扱うように他人を扱え」という対称性の基本形式と言われる²⁸⁾。ケアリングの精神はこの「思いやり」を基本にしていると言えるのだろうか。では、思いやりとはどのようなものか、思いやりで倫理は構成できるのか。加藤尚武は次のように述べる。

「わが身をつねって人の痛さを知れ」と諺に言うのは、痛さというものが経験しにくいからではなくて、他人の痛みをわれわれが分かっているだけでも度外視してしまうからだろう。自分の痛みと他人の痛みとのバランスをとらなくてはならない²⁹⁾。

倫理としてのケアリングを立ち上げてゆく土台である自然なケアリングの持つ危険性の一つは、過度の自己批判性である。あるいは過度の他者への同化といってもよい。他者とのつながりの感覚の原初性（自他の未分化）が言える。それは「思いやり」という言葉をどのように受け取るかということとも関わる。加藤の指摘からも、ケアリングの倫理とは異なり、正義の倫理は個別性を基盤に立ち上げられることが伺える。

さて最初に黄金律を互酬性に置き換えて考えてみよう。互酬性 (reciprocity) とは自分と他人とのあいだに生じる「返礼」の相互行為のことであり、人類学では社会関係を規定する基本的行為とされてきた。北米の北西部沿岸のインディアンの習慣であるポトラッチがよく知られている。これは莫大な財の贈与や、時にはその破壊を伴う儀礼の総称である。「目には目を、歯には歯を」という報復の原理も正義の原型と言われ、互酬性の一種

である。近代自然権と自然法の思想的創始者トマス・ホブズは、『リヴァイアサン』で「人はだれでもあらゆるものにたいして、おたがいに相手の身体に対してまで権利を持つ」ので、自然状態は「各人の各人にたいする戦争状態」であると言う。それゆえまず基本的な自然法として自己保存の権利を承認する。その上で平和を求めよという法則から、それに役立つかぎりでの権利の放棄が導き出される。これが第2の自然法に結実し、かつ自己の自由に関しても次のように言われる。

人は、……自分が他の人々に対して認めてもいいと思うだけの彼らの自分に対する自由と同じだけの、他の人びとに対する自分の自由で満足すべきである³⁰⁾。

また功利主義者のシジウィックは、ゴールデン・ルールとして一般的には知られているものの中に現れている原理を次のように述べ、それが正義の原理であるとする。

ある者のある行為が彼にとって正しいのならば、彼は暗黙のうちに同じ行為は同様な状況におかれた同様な人すべてにとって正しいと判断している³¹⁾。

互酬性の原理が正義の原理の原型と考えられているのだが、正義は法の問題だけでなく倫理を考えるときにも、基本になる原理の一つである。復讐の原理としての互酬性と言うのは、「思いやり」の倫理からは違和感があるが、「思いやり」に関しても批判はある³²⁾。

第1点は「同じ」ものは存在しないという点である。これは、厳密に同じものなど存在しないのだから「同じように振舞え」という

29) 同上書、130頁。

30) トマス・ホブズ『リヴァイアサン』「世界の名著」23、中央公論社、1971年、「第14章 第一、第二の自然法と契約について」。

31) Henry Sidgwick, *METHODS OF ETHICS*, 1874, 7th edit., London: Macmillan and Company, 1907, III-13-3. 奥野満里子『シジウィックと現代功利主義』勁草書房、1999年参照。

32) 3点の指摘は加藤尚武前掲書の「思いやりだけで道徳の原則ができるか」部分参照。それぞれの部分に加えた説明は筆者が加筆した。

ことは成立しないという批判である。これに対しては、カントの『純粹理性批判』の視点からいえば、「同じ」ということの根拠は知性（悟性）の働きであり、認識を成立させる主観の思考の働きからくるといふ点をまず指摘したい。次に概念が成立した上で、何を同じと見なすかというのは、分類をどうするか、すなわち何を基準に分類するかの問題であることを指摘しておきたい。古代ギリシアのバルバロイまで遡らなくても、コロンブスがアメリカ大陸に到達した時、その住民（インディアン）を人間と見なすかどうかはローマ教皇庁の大問題であったことがあげられる。なぜなら、彼らを布教対象と見なすかどうかを決定する必要があったからである。この意味では、時代によって「同じ」の境界線が移動するのである。

第2点は「自分の望むことを他人にする」というのは、自分の趣味の押し付けになる。おせっかいという批判である。では「自分がされていやなことは人にもしない」と言うならどうであろうか。この「自分」が曲者である。通常は常識の範囲で行動する「自分」を想定するが、「自分」が常識を大きく逸脱する場合や常識も微妙に異なる場合どうするのか。また例えば「自分は自殺を止められたくない。よって他人の自殺も止めない」となるのだろうか。

第3点は、必ずしも同等性が正しさの基準ではない場合があるということである。これはエゴイストと対極にある利他的行為者の場合が考えられる。有名な例としては、アウシュビッツで身代わりになって殉教したコルベ神父の例があげられよう。すなわち、「ある者のある行為が彼にとって正しいのならば、同じ行為は同様な状況におかれた同様な

人すべてにとって正しい」とは必ずしも言えない、あるいは言う必要はないということである。

これに対しては、行為者に固有名詞を入れないで考えるという普遍化原理がある³³⁾。しかし一般的にはこれだけでは不十分である。「外国人労働者に労災保険を支給する必要はない」、「女性の賃金が男性より低いのは当然だ」というような偏見を見逃すと加藤尚武がいうように³⁴⁾、これだけではある「集団」への不公平さを排除できない。そこで第2段階の普遍化の規定として「他人の立場に自分をおいてみる」というマッキーの方法³⁵⁾が次にあげられる。自分が別の立場だったとして、自分が今主張したいと思っている原理を受け入れられるだろうか。しかし例えば「自分が貧乏であれば累進課税制度に賛成し、金持ちなら反対する」という傾向があったとして、それぞれがその逆の立場に身をおけば、同じことを言うのではないかと考えられる。とするとなら原理自体に変更を加える主張は成立しないことになる。しかし、帰属的地位（生まれ、性別、人種など）に関しては、どうであろうか。優遇されている側の者も、冷遇されている側に身置いて考えるとき、その原理のおかしさを納得するのではないだろうか。しかしこのときも、優遇されている側とそうでない側では刷り込みが異なっていて、冷遇されている側が「楽だからこのままでもよい」と感じている場合もある。その場合、優遇されている側のプライドを冷遇されている側は持っていないので、「他人の立場に自分をおいてみる」という方法では、自分だったら嫌だが、彼らは必ずしもそう思っていないではないかということが出てきてしまう。

33) 正義の限界をエゴイズムの観点から扱っている井上達夫『共生の作法』（創文社、1986年）「第2章エゴイズム」参照。

34) 加藤尚武、前掲書、138頁。

35) J.L. マッキー『倫理学』哲書房、1990年、130-131頁。

そこでジョン・ロールズの「無知のヴェール」という視点の導入が考察される必要がある。これは、正義原理（人々の複数性に基づく）の導出に関わっている。社会契約説における「自然状態」³⁶⁾を、合理的な人々が自分たちの連合体の根本的なルールを前もって定めるために討議し、選択する場と読み替える。共同体の住民がある日一堂に会して、従来のルールに変わる新しい基本ルールを改めて議論し直し、取り決めるという架空の場面を想定する。そして公平なルール作成のために「無知のヴェール」を想定する。これはルールを決める時に、自分が持つ条件によって有利になるようなルールを考案・決定することを防ぐためのものである。隠されるのは自分に関する情報のみである。「誰も自分の社会的状況や階級の中の地位、社会的身分を知らないし、親から受け継ぐ財産や生まれつきの諸能力、知性、体力などにどのくらい恵まれているかも知らない」³⁷⁾というような状態の想定である。これによって採択されるルールの普遍性や公平性を確保しようとする。

さて、男女共同参画の問題は正義原則における「同様な人は同様に扱う」というときの「同様な人」における「人間」という審級と「男女」という審級との階層関係である。根本的には当然ながら「人間」という審級の方が上に来る。それゆえ現代社会において、人権問題としての男女平等は当たり前のこととされる。これより下位に来る差異——民族・男女・階級・年齢などの差——は、各人がみずからの個別性を形成してゆく材料と捉えることができる。そこに聞こえてくるのが、ギリガンの語った各人の内的「声 (voice)」であろう。たとえば「男らしさ」や「女らしさ」というような規範は、さまざまな内容を含むも

のであり、その中から各人が自分なりに生かせるものは生かし、自己形成の材料とするものと考えられないだろうか。女性であっても決断力があり、行動力もあるが、少々雑な人もいるだろう。男性であっても優雅さや繊細さを備えている人もいる。また一部上場企業の社長（男性）の心理傾向は、決断力に富むと同時に細心である、とも言われる。生物学的決定論や文化・伝統的決定論のどちらが自己を形成するのかという考え方ではない、自己の有り様が考えられる。

3. 3. ケアリングによる男女共同参画の実践

ここで、たとえば女性が仕事という形での社会参加をすることだけが男女平等とは言えない、というような意見を考えてみよう。これは（専業主婦を選択することと同じように）女性が働き続けることを可能にするような社会システム形成への批判でもある。しかし、現実問題としては、女性が結婚子どもを産んでも雇用労働者として働き続けざるを得ない層の増加という実態に、現在の専業主婦を基本モデルとする社会システムでは対応できないのである。ともあれ議論として子どもが小さいうちに、母親が経済問題だけではなく働くことについて考えてみることにする。

まず、社会参加ということをどのように考えるか、人間にとって社会とはどのような意義を持つのか、そして現代社会における社会や社会参加がどのような場においてどのような形でより実質的に成立しているのかなど考えれば、このような批判は起こらないのではないか。

しかし、延々と議論を積み上げなくても、ケアリングの姿勢で個々の女性に向き合うとき、このような批判は生じないのではないだ

36) John Rawls, *A THEORY OF JUSTICE*, Harvard University Press, 1971, pp.15-19.

37) *Ibid.*, p118. 川本隆史『ロールズ』講談社、1997年、参照。

ろうか。客観的、原理的に大局から発想するだけでなく、個別の具体的関係性の中からその必要性を受け止めてゆくというケアリングの姿勢は、男女共同参画の意義をより「実感的に」受け止めることができるであろう。ノディングズが主張したように、ケアする人にとって原理は行動の方針であり、深刻な問題が実際に起きたときには、こうした原理が役に立たないことも分かっている。ケアする人は原理を過度に重視したりはしない。男性が、自分のパートナーの仕事への熱意と自分たちの子どもの養育の前でジレンマを感じるときにも、「子どもが3歳までは母親が育てるべき」というような原理に拘泥することなく、自分たちにとっての最善を探そうとするだろう。経済問題が絡んでいる時はなお更、そのような努力が必要になる。そのことを通して、正義の観点から根拠づけられた男女共同参画を、ケース・バイ・ケースでより現実的な形で実践することが出来る。すなわち、男女共同参画をより望ましい形へと進めることができるのではないだろうか。

それゆえむしろケアリングの立場から考えることが、問題を解決するのに役立つ場合が

あると指摘したい。辿り着く結果は正義の倫理からしてもケアリングの倫理からしても同じであっても、慣れ親しんだものを変えるとき、抵抗は感情的なものであることが多い。これを乗り越えるのに必要なのは原理ではなく——なぜなら原理的には分かっている、でもどうしても「納得」できないというような感情の論理なので——、感情である。正義の視点からのみ男女共同参画を考えるなら、どこまで平等にすることが望ましいのかというような問いが、堂々巡りになってくる。それゆえむしろケアリングの姿勢が、具体的場面における問題解決には有効な場合が多いのではないだろうか。ケアリングにおいては「他の人にはいり込むのではなく、他のひとを受け容れる」³⁸⁾と言われる。この受容は自己放棄や自己犠牲を意味しない。自分を保ったまま、他の人を受け容れるのである。

そしてケアリングが大人同士の関係において真に成立するには、そこに対等な人間関係が成立している必要があるだろう。ケアリングの実践を実りあるものにするためにも、男女共同参画社会の実現が望まれる。

38) ネル・ノディングズ、前掲書、49頁。